

<h1>さいたま市契約公報</h1> <p>第 2 2 号</p> <p>令和 6 年 1 2 月 2 日 発行</p>	<p>発行所</p> <p>さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号</p> <p>さいたま市役所</p> <p>(財政局契約管理部契約課)</p>
--	---

目 次

特定調達契約の落札者等の公示

・さいたま市新庁舎整備基本設計業務…………… 1

一般競争入札の告示（1 件）

○低濃度 PCB 廃棄物運搬・処分業務…………… 1

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第 1 0 5 号

次のとおり落札者等について公示します。

令和 6 年 1 2 月 2 日

さいたま市長 清 水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

① 1 0 5 - 1 ②さいたま市新庁舎整備基本設計業務 一式 ③さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 ④令和 6 年 1 0 月 2 9 日 ⑤アール・アイ・エー・環境デザイン研究所設計共同体 代表構成員 株式会社アール・アイ・エー東京本社 東京本社長 小園照弘 東京都港区港南 1 - 2 - 7 0 構成員 株式会社環境デザイン研究所 代表取締役 仙田順子 東京都港区六本木 5 - 1 2 - 2 2 ⑥ 6 5 0 , 8 4 2 , 5 0 0 円 ⑦随意契約 ⑧令和 6 年 7 月 1 2 日さいたま市公告（調達）第 8 5 号 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条第 1 項第 6 号該当

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第 1 8 7 2 号

低濃度 PCB 廃棄物運搬・処分業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
低濃度PCB廃棄物運搬・処分業務
- (2) 履行場所
さいたま市桜区田島8丁目地内外
- (3) 業務概要
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和7年3月21日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「廃棄物処理」内の受注希望業務「産業廃棄物収集運搬」及び「産業廃棄物処分」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づき無害化処理認定（品目：低濃度ポリ塩化ビニル廃棄物）を受けている者で、その認定に収集運搬も含まれていること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p117473.html>
- (2) 交付期間
告示の日から令和6年12月9日（月）まで
- (3) 交付費用
無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和6年12月9日（月）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年12月9日（月）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒338-8686 さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課

(2) 交付日時

令和6年12月16日（月）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月24日（火）午後1時30分

イ 場所

さいたま市中央区下落合 5-7-10 さいたま市中央区役所別館 3階入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月24日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区下落合 5-7-10 さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課
電話 048(840)6198 FAX 048(840)6265

(9) 業務を担当する課

さいたま市中央区下落合 5-7-10 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課
電話 048(840)6205 FAX 048(840)6266

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。